

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和5年度法科大学院認証評価（本評価）申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が令和5年度に実施する学校教育法第109条第3項に規定される法科大学院認証評価（本評価）に関する申請の手続等は、次のとおりです。

1 申請の資格

法科大学院を置く大学とします。

2 申請手続等

(1) 申請は、令和4年9月30日（金）必着とします。

(2) 評価を希望する法科大学院を置く大学は、「法科大学院認証評価（本評価）申請書」（別添様式）を作成し、機構へメールにより提出してください。

(3) 機構は、評価を希望する法科大学院を置く大学からの申請書受理後、当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

○ 評価手数料は以下のとおりです。

本評価	4,081,000円（税込）
-----	----------------

4 評価手数料の払込

(1) 機構は、評価を申請した法科大学院を置く大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を令和5年4月末日までに送付します。

(2) 申請大学は、令和5年6月30日（金）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該法科大学院の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請大学に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

なお、その際、評価結果とともに、申請大学から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 その他

- (1) 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

7 申請書提出先

houka@niad.ac.jp

※件名を「(〇〇大学) 法科大学院認証評価(本評価) 申請書」としてください。